

介護保険制度改正について

介護保険制度は、高齢者の暮らしを社会みんなで支えるしくみです。40歳以上の皆さんが加入者（被保険者）となって保険料を納めていただき、介護が必要となったときに費用の一部を負担することでさまざまな介護サービスを利用できる制度で、3年ごとに見直しが行われます。

団塊の世代が75歳以上となる平成37年度以降は、医療や介護の需要が増加すると見込まれることから、持続可能な制度とするために介護サービス利用時の負担に関する制度が一部改正されました。今回は、平成27年8月以降に利用するサービスの主な改正点についてお知らせします。

一定以上の所得のある方の利用者負担が2割になります

介護サービスを利用したときの利用者負担は、これまで一律に1割でしたが、一定以上の所得がある方については2割となります。利用者負担が2割となるのは、本人の合計所得金額が160万円以上の方です。ただし、年金収入とその他の合計所得金額の合計が単身で280万円未満、65歳以上（第1号被保険者）の方が2人以上いる世帯で346万円未満の方は1割負担のままです。

要介護・要支援認定を受けたすべての方に負担割合証をお送りしますので、介護保険被保険者証と一緒に保管し、サービスを利用する時は、必ず2枚一緒にサービス事業所に提出してください。



低所得の施設利用者の食費・居住費の負担軽減の基準が変わります

介護保険3施設を利用する方の食費と居住費は、本人負担が原則ですが、所得が低い方については、所得に応じた自己負担の限度額が設けられ、負担軽減が図られています。今回の改正により、次の①、②のいずれかに該当する場合は、軽減の対象外となります。

① 預貯金等の金額が、単身で1,000万円、夫婦で2,000万円を超える場合

② 世帯分離をしている配偶者が市町村民税を課税されている場合

もしも、不正に給付を受けた場合は、それまでに受けた給付に加えて、最大で2倍の加算金が課される場合があります。

【申請に必要なもの】 申請書、印鑑、通帳等の写し（本人と配偶者のみ）



高額介護サービス費の限度額の一部が変わります

介護サービスを利用した場合の利用者負担には、月々の負担限度額が設定されています。1か月に支払った利用者負担額が一定額を超えた場合には「高額介護サービス費」として支給されます。

これまでの利用者負担段階区分に「現役並み所得者」が新設され、現役並み所得者に相当する65歳以上の方（課税所得145万円以上の方）がいる世帯の上限額が37,200円から44,400円に引き上げとなります。

なお、この水準に該当しても世帯内に65歳以上の方が2人以上いる場合で、これらの方の収入の合計額が520万円（世帯内の65歳以上の方が1人の場合383万円）に満たない場合には、その旨の申請書を提出することで、37,200円になります。対象と思われる方には、久慈広域連合から申請書（基準収入額適用申請書）を送付します。

平成27年7月までの自己負担の限度額

区分	限度額
市町村民税課税世帯	37,200円 (世帯)
市町村民税非課税世帯	24,600円 (世帯)
前年の合計所得金額と課税年金収入額が80万円以下の方	15,000円(個人)
老齢福祉年金を受給している方	
生活保護を受給している方	15,000円(個人)

平成27年8月からの自己負担の限度額

区分	限度額
新設 医療保険制度における現役並み所得相当の方※	44,400円 (世帯)
上記以外の市町村民税課税世帯の方	37,200円 (世帯)

※ 同一世帯内に65歳以上で課税所得145万円以上の方がいて、収入が単身で383万円以上、2人以上で520万円以上ある方

(次ページへ続く)